

# さくらゴルフアリーナ 利用約款

毎度当練習場をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当練習場ではこのたび、お客様により安全で、快適に当練習場をご利用いただくための注意事項、規約などをまとめた

「利用約款」(本文事項)を制定しました。ご来場のお客様へ、諸事項をお守りいただきますようお願い申し上げます。

## (約款の適用、効力発生)

第1条 当練習場に入場された方は、本規約に従ってご利用いただきます。

## (利用契約の成立)

第2条 当練習場を利用される方は、本約款を確認の上、当練習場専用コイン販売機にて、所定の手続きをしていただき、これによって当練習場はお客様の施設利用をお引受けいたします。

なお、当練習場をご利用される方は、同伴者についても本約款を遵守させる義務を負うとともに一切の責任を負い、当練習場に迷惑をかけるものとし、

## (施設利用の拒絶)

第3条 当練習場は次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断りする事があります。

- ・利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき
- ・利用者が集团的又は、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められるとき
- ・利用者が暴力団員又は、暴力団関係者である場合
- ・利用者が、暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者
- ・泥酔状態、及び覚せい剤等の薬物を所持している場合
- ・ルール、マナーに著しく反するとき、及び警告を無視しても改めないとき
- ・当練習場を利用することが好ましくない事由がある場合
- ・その他、本約款に違反した場合

## (休業日、営業時間)

第4条 当練習場の休業日及び営業時間は、当練習場が別に定めたところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

## (危険防止及び事故防止のための利用規約)

第5条 当練習場では利用者が楽しく安全に利用していただけるよう、次に挙げる事項を定めています。利用者は必ず遵守してください。

### (禁止事項)

- ・当練習場公認のティーチングスタッフ以外の方の打席レッスン
- ・打席幅を超えるようなスイング(横振り等)による練習
- ・プレーヤー以外の方の打席への立ち入り
- ・通路など指定場所以外での素振り
- ・当練習場使用ボール以外での練習
- ・ボールの取り置き、持ち帰り
- ・ティー前方に転がったボールの收拾
- ・泥酔状態での練習
- ・立ち入り禁止区域への侵入
- ・当施設の備品の持ち出し
- ・大声での携帯電話、会話等、周りのお客様の迷惑になる行為

### 注意事項

- ・エチケット、マナーをお守りください
- ・周囲に充分注意してプレーしてください
- ・幼児、小さいお子様を同伴される場合は、同伴者の十分な安全管理のもとで、他の利用者の迷惑にならないようご注意ください。

## (施設に与えた損害)

第6条 利用者が、故意または過失によって当練習場の施設に損害を与えたときは、利用者にその損害を賠償していただく場合がございます。

## (免責条項)

- ・利用者がこの約款に違反し、第三者に人的または物的損害を与えたとき、また利用者が被害を受けたときも、当練習場は一切その責任を負いません。
- ・来場された方の貴重品等は、来場された方ご自身で管理していただきます。当練習場は打席、打席周辺、その他の場所の如何を問わず、貴重品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切の責任を負いません。
- ・当練習場利用者同士、又は利用者と第三者間のトラブルに対して当練習場は一切の責任を負いません。

## (付 則)

- ・本約款は、利用者が来場した時から効力を発生し、施設の利用を終了した時まで効力を有するものとし、この約款は告知せず必要に応じて改訂することがあります。

令和2年4月 制定

さくらゴルフアリーナ